

平成 20 年

第 3 回市議会定例会 議案第 9 号

函館市青果物地方卸売市場運営協議会条例の制定について  
函館市青果物地方卸売市場運営協議会条例を次のように定める。

平成 20 年 9 月 8 日提出

函館市長 西 尾 正 範

### 函館市青果物地方卸売市場運営協議会条例

( 設置 )

第 1 条 函館市青果物地方卸売市場の公正かつ円滑な運営を図るため、  
函館市青果物地方卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）を  
置く。

( 所掌事務 )

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、函館市青果物地方卸売市場の業  
務の運営に関し必要な事項を調査審議する。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し市長に意見を述べることがで  
きる。

( 組織 )

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

( 委員等 )

第 4 条 委員は、学識経験のある者および公募による者のうちから市長  
が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるも  
のとする。

( 会長および副会長 )

第 5 条 協議会に会長および副会長各 1 人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代

理する。

( 会議 )

第 6 条 協議会の会議は，会長が招集する。

2 会長は，協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

( 補則 )

第 7 条 この条例に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は，平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

2 函館市中央卸売市場開設運営協議会条例（昭和 4 9 年函館市条例第 3 6 号）は，廃止する。

3 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 4 0 年函館市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「中央卸売市場開設運営協議会の委員」を「青果物地方卸売市場運営協議会の委員」に改める。

( 提案理由 )

青果物地方卸売市場運営協議会を設置するため